

公益社団法人 大阪府臨床検査技師会

役員候補者選出規程

平成 25 年9月 2 日制定
令和3年2月 12 日一部改訂
令和3年 10 月 14 日一部改訂
令和7年6月 19 日一部改訂

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府臨床検査技師会(以下「会」という)定款第 21 条及び組織運営規程第 7 条による役員候補者の選出に関し必要な事項を定める。

第2章 役員候補者選出委員会

(選出委員会)

第2条 役員候補者を選出するため、役員候補者選出委員会(以下「選出委員会」という)をこの会の主たる事務所に置く。

- 2 選出委員会は、北地区、中央地区および南地区から計7名選出された選出委員で構成し、選出委員は理事会において承認する。
- 3 選出委員会の委員長(以下「選出委員長」という)は選出委員の互選による。
- 4 選出委員長は、選出委員の氏名を会員に報告しなければならない。
- 5 選出委員は役員候補者にはなれない。
- 6 役員は、選出委員を兼ねることはできない。

(選出委員の任期)

第3条 選出委員の任期は、理事の任期と同じとする。

- 2 選出委員に欠員が生じた場合、原則として前任者の地区から選出し理事会の承認を得、会長が委嘱する。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は、会長と協議し、選出委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、選出委員長とする。
- 3 会議は、選出委員の過半数の出席により成立する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数の賛成により決し、同数の場合は議長がこれを決する。

第3章 役員候補者の選出

(役員候補者)

第5条 理事候補者は、公益社団法人 大阪府臨床検査技師会 組織運営規程 第3条、第1項に定める正会員でなければならない。但し、1名以上は当会会員および使用人でない者(外部理事)でなければならない。

2 監事候補者は、理事会が推薦する者を選出するものとする。但し、1名以上は当会会員および使用人でない者(外部監事)でなければならない。

3 正会員が自ら、あるいは会員の推薦による理事候補者となる場合は、第6条の第2項の公示有効期間内に届け出て、選出委員会の審議を経なければならない。

4 役員候補者は、総会 15 日前までに「役員就任承諾書」を選出委員会に提出しなければならない。

(公示)

第6条 選出委員会は総会の3か月以前までに適切な方法により、役員選出に関する公示をしなければならない。

2 公示の有効期間は、公示の日から、総会2か月前までとする。

(選出の手続き)

第7条 選出委員会は、役員の選任を行う総会の開催に先立ち開催する。

2 選出委員会は、役員の選任を行う総会の2週間前までに、役員候補者名簿を公示するとともに会長に提出しなければならない。

(役員候補者の総会提案)

第8条 選出委員長は総会において、役員候補者の氏名、勤務先(ない場合は住所)及び必要事項を選出経過とともに提案しなければならない。

(役員の選任)

第9条 定款第 21 条に定める役員は、選出委員会が提案した候補者について総会で選任する。

附 則

(規程の変更)

1 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(規程の施行)

2 この規程は、公益法人の設立の登記を行なった日から施行する。